

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-②)

政策 ^(※1) 名	政策2: 行政評価等による行政制度・運営の改善				担当部局課室名	行政評価局総務課他2課	作成責任者名	行政評価局総務課長 白岩 俊		
政策の概要	政府内にあって、施策や事業の実施等を直接担当する各府省と異なる「いわば第三者の立場」から、次の活動を行う。 【行政評価局調査】各府省の業務の実施状況についての全国的規模の調査により、課題や問題点を実証的に把握・分析し、改善方策の提示や政府全体の統一性の確保などのための政策の評価を行う。 【政策評価推進】政策評価に関する基本的事項の企画立案、各府省の政策評価の点検等により、政府における政策評価の的確な実施を推進する。 【行政相談】国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関等へのあっせん等により、個々の苦情の解決や行政の制度及び運営の改善を図る。						分野【政策体系上の位置付け】	行政改革・行政運営		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	行政評価局調査、政策評価推進及び行政相談の各機能発揮を通じて、行政機関の実施する業務の不断の見直し、質の向上、国民の行政に対する信頼の確保を図る。						政策評価実施予定時期	平成29年8月		
施策目標	測定指標		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度			
各府省の業務の実施状況について、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、その結果に基づき改善方策を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること	1 行政評価局調査の迅速かつ的確な実施の状況	【全国規模の調査】 平成25年度は、前年度から調査実施中のテーマのほか、新規に9本のテーマに着手した。	25年度	【全国規模の調査】 新規に10本のテーマに着手する。	26年度	【全国規模の調査】 新規に10本のテーマに着手する。		それぞれの調査テーマについて、調査の着手から結果の取りまとめに至るまでの進行管理を適切に行い、各テーマのねらいに応じた適期に催告等を行うことは、行政評価局調査の実施による行政制度・運営の見直し・改善の実効性確保につながるもの。なお、着手から催告までの期間は、原則として12か月としている。		
		【全国規模の調査】 平成24年度に着手した調査10本のうち7本については、25年度末までに催告を行った。残る3本についても、26年6月までに催告を行った。	25年度	【全国規模の調査】 前年度から実施中の調査計9本については、26年度末までの適期に催告等を行う。また、26年度の新規着手テーマについては、それぞれ27年度末までの適期に催告等を行えるよう調査を進める(別紙参照)。	26年度	【全国規模の調査】 前年度から実施中の調査計9本については、26年度末までの適期に催告等を行う。また、26年度の新規着手テーマについては、それぞれ27年度末までの適期に催告等を行えるよう調査を進める(別紙参照)。				
	【地域計画調査】 管区行政評価局、行政評価事務所等においては、年金記録確認業務の進捗状況を踏まえつつ、29局所で、14本の地域計画調査を行った。	25年度	【地域計画調査】 29局所、14本以上の地域計画調査を実施する。	28年度	【地域計画調査】 29局所、14本以上の地域計画調査を実施する。	【地域計画調査】 29局所、14本以上の地域計画調査を実施する。	行政評価局調査のうち、地域計画調査は、管区行政評価局、行政評価事務所等が地域における行政上の問題について具体的な改善を図るために企画・実施するもので、原則として年度内に改善意見の通知等を行うもの。他方、年金記録確認業務の進捗状況を踏まえつつ、地域における行政上の問題及び実施体制に即して実施するもの。			
	2 行政評価局調査に係る催告等に基づく、関係府省の政策への反映、行政制度・運営の見直し・改善の状況	全国規模の調査に基づく催告等に対する改善措置率(平成25年度に2回目のフォローアップを実施したテーマ4本分)88.7%	25年度	91.5%以上	28年度	91.5%以上	91.5%以上	・催告に基づいて各府省が実施した措置についてフォローアップを行うことは、行政評価局調査の実施による政策の見直し、行政制度・運営の見直し・改善の実効性確保につながるもの。 ・指標については、催告後、2回目にフォローアップを実施した時点での改善措置率を測定することとした。催告した事項については、基本的にその全てについて改善措置が実施され、実際の行政上の課題・問題点が解消されることを目指すこととなるが、改善に長期を要する事項等もあることから、2回目のフォローアップ時点では、過去3か年の実績(23年度94.0%、24年度91.8%、25年度88.7%)の平均値を上回ることを目標として設定した。		

政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たすこと	3	目標管理型の政策評価の質の向上	<p>行政事業レビューとの連携強化の取組の実施状況（取組初年度）は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全府省の事前分析表において行政事業レビューと共通化した事業名と事業番号が記載されたが、共通化の完了が年度末になった府省があった ・府省ごとの取組に差があるものの、全体としてみれば、施策と事務事業の状況を一体的に把握する取組が実施された <p>26年度から新たに標準化・重点化に取り組むことを申合せ。</p>	25年度	<p>全府省における行政事業レビューとの連携強化及び政策評価の標準化・重点化について、各取組の趣旨を踏まえが図られる。</p>	28年度	<p>フォローアップや点検を通じて、全府省において、以下の取組が実施されていることが確認される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価の事前分析表」に「行政事業レビューシート」と共通の事業名と事業番号を適時に記載 ・施策と事務事業の状況を一体的に把握する取組の拡充、定着 ・測定指標の結果に基づく5区分を評価書に記載 ・設定された目標の妥当性等に踏み込んだ評価の実施 	27年度当初に作成する事前分析表において目標を設定予定。	28年度当初に作成する事前分析表において目標を設定予定。	<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価を、実効性あるPDCAサイクルの確立に一層貢献できるものとする。効果的・効率的な行政の推進、国民への説明責任が一層果たされ、これにより国民に信頼される質の高い行政の実現が図られるものである。このため、 ① 施策と事務事業の関係を明らかにし、情報の共有や相互活用を進める等、行政事業レビューとの連携強化 ② 政策評価の結果を府省横断的に活用し、国民の目から見て分かりやすくすること ③ 評価対象を重点化し、評価内容を深掘りの上踏み込んだ評価としていくこと <p>に取り組んでおり、これらの取組状況を測定指標として設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標については、①は25年度から、②、③は、26年度から全政府的に実施していくものであり、当初は形式的な点を把握し、次第に内容に踏み込んで把握する予定。
	4	点検等を通じた3分野（租税特別措置等、規制及び公共事業）に係る政策評価の質の向上に向けた取組	<p>客観性担保評価活動の一環として点検を実施している3分野に係る政策評価について、点検の結果により確認される以下のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①当初から課題を指摘する必要のなかったものの割合：27% ②補足説明や評価書の修正を踏まえ、最終的に課題の残らなかったものの割合：55% <p>※ いずれも、平成26年度から実施する公共事業に係る政策評価の点検の重点化を踏まえ、平成25年度に重点化を行った前提で試算を行っている。</p>	25年度	<ul style="list-style-type: none"> ①45% ②75% 	28年度	<ul style="list-style-type: none"> ①35% ②65% 	<ul style="list-style-type: none"> ①40% ②70% 	<ul style="list-style-type: none"> ①45% ②75% 	<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価の点検等を通じて、各府省が行う政策評価が客観的かつ厳格に実施されること及び点検過程で各府省に補足説明や評価書の修正を求めることにより、評価書の質が向上（情報の充実）し、国民への説明責任が一層果たされ、これにより国民に信頼される質の高い行政の実現が図られるものと考えられる。 ・このため、各府省が行う政策評価が客観的かつ厳格に実施されていることを測るものとして①を設定する。目標値については、公共事業の点検方針を26年度から変更（過去に指摘をすること踏まえ、25年度に重点化を実施していた場合の数値を基準値として算定し、毎年度、過去の改善率と同程度の改善が進むものと仮定し、目標値を設定。 ・また、点検過程で各府省に補足説明や評価書の修正を求めた結果、情報の充実が図られていることを測るものとして②を設定。目標値については、①と同様、25年度に重点化を実施していた場合の数値を基準値として算定し、過去の改善率を踏まえ、全体として今後も改善が進むものとして試算。 ・なお、当該指標は、現時点で可能な限り定量化した指標として設定したものであり、今後、評価書に求められる水準が向上した場合など、その時々で求められる水準を踏まえ、目標を変更することが有りうる。 <p>(参考) 過去の実績 23年度：①21% ②33% 24年度：①35% ②45%</p>
	5	評価書におけるデータ等の記載率	<p>各府省が作成した評価書について、評価の過程で使用したデータ又はその所在情報の記載率：82%</p>	25年度	91%以上	28年度	85%以上	88%以上	91%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・国民に信頼される質の高い行政の実現のために、国民への説明責任の徹底が必要である。そのため、政策評価に関する情報について、外部からの検証を可能とする等のため、平成22年に「政策評価の情報の公表に関するガイドライン」が策定され、総務省はガイドラインの定着に努めているところ、その定着状況を把握するため記載率を目標として設定。 ・平成22年度から平成25年度までの実績（毎年度約2%上昇）を踏まえ、平成26年度以降はこれまでに以上に記載率を上昇させるために目標値を設定。

6	政策評価情報の分かりやすい提供（政策評価ポータルサイトを利用した利便性の向上）	目標管理型の政策評価について、関連する行政事業レビューの情報を分かりやすく参照できるように、施策レベルで対応した形で閲覧可能とした。	25年度	政策評価に関する情報をインターネット上1か所で全て把握できるように整理。	26年度	目標管理型の政策評価以外の評価書等の情報について、一覧して閲覧できるようにする。			<p>・国民に信頼される質の高い行政の実現のために、国民への説明責任の徹底が必要である。そのため、政策評価ポータルサイトでは、各府省の「政策体系」、主要な施策に関する「目標」、「評価情報」、「概算要求への反映状況」その他の政策評価に関する情報をインターネット上1か所で全て把握できるように整理し、政府全体の政策評価に関する情報を国民に対して分かりやすく提供している。同サイトは平成24年11月に設置され、25年度には目標管理型の政策評価に関連する行政事業レビュー情報を施策レベルで閲覧できるように機能を拡充したところであり、26年度においては25年度までに対応した情報以外の評価書等その他の情報についても同様に分かりやすく閲覧できるように内容を充実させることとし、目標として設定。</p> <p>・また、最新の情報を迅速に提供することが国民への説明責任の観点から重要であることから、各府省における政策評価に関する情報の公表から政策評価ポータルサイトの関連する情報の更新までの期間（1週間以内）を目標として設定。</p> <p>・加えて、上記の対応により利便性を向上させ、さらに結果としてアクセス数を増加させていくことで、政策評価に関する情報の活用を進めていくため、目標として設定。</p> <p>※政策評価ポータルサイトでは各府省の政策評価に関する全情報が閲覧できるようにリンクを設定しているが、以下に記す特にニーズの高い情報については、利便性の向上を目的に、個々の情報が直接分かりやすいかたちで閲覧できるように、政策体系に関連付けて一覧化した上でリンクを設定している。</p> <p>「事前分析表」「目標管理型の政策評価書」「政策評価調書」「行政事業レビューシート（中間公表及び最終公表の2回）」</p> <p>・各府省におけるこれらの情報の新規追加に係る公表のタイミングは年5回であり、これを基準（値）の算出に係る母数とした（各府省において該当する情報の公表がない場合は母数から除いている）。</p>
		各府省において公表された政策評価に関連する情報93件※のうち、88件（94.6%）について1週間以内にリンクを達成。	25年度	年間を通じて、常に各府省における政策評価に関する情報の公表から1週間以内に政策評価ポータルサイトの関連する情報を更新。	28年度	100%	100%	100%	
		平成25年度のアクセス件数（トップページ）22,158件	25年度	平成26年度から28年度にかけてのアクセス件数を3年間で2倍以上とする。	28年度	29,544件以上	36,930件以上	44,316件以上	
行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し、改善を推進すること	7	中央・地方の行政苦情救済推進会議の審議案件数	25年度	50件以上	28年度	50件以上	50件以上	<p>・行政相談制度は、国の行政に関する相談を受け付け、必要なあつせんを行い、その解決を促進するとともに、これを行政の制度及び運営の改善に反映させるもの。このため、行政相談委員との協働を充実させながら、行政に対する国民の相談案件をできるだけ吸い上げることは、制度の機能発揮の上で欠かせないことから、左記の4つの測定指標を設定。</p> <p>・当該測定指標については、前年度実績及び近年の動向を踏まえて目標値を設定。</p> <p>（注）測定指標11の行政相談委員法第4条に基づく意見とは、行政相談委員が、総務大臣に対して、日常の行政相談業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を述べることでできるといふもの。</p>	
			47件（速報値）						
	8	行政評価局（管区行政評価局及び行政評価事務所を含む。）における行政相談の総処理件数	25年度	17万件以上	28年度	17万件以上	17万件以上		
			168,047件（速報値）						
9	管区行政評価局又は行政評価事務所が行政相談委員から処理協力を求められて処理した相談件数	25年度	1,350件以上	28年度	1,350件以上	1,350件以上			
		1,316件（速報値）							
10	行政相談委員法第4条に基づく意見の処理件数	25年度	270件以上	28年度	270件以上	270件以上			
		270件（速報値）							

年金記録に関するあつせん等を的確かつ迅速に実施することにより、年金制度に対する信頼回復に貢献すること	11	<p>年金記録に関するあつせん等の実施（申立事案が第三者委員会に転送されてから、あつせん等を行う）までに要する期間（全国平均） （特に前年度受付事案の処理完了時期（申立人側の事情等により処理を終えられないものを除く。））</p> <p>（測定方法） 全国9委員会3事務室（計12か所）ごとに、処理が終了した直近の事案について、事案の種類（※）ごとに5件ずつを調査対象事案とした事案処理期間調査結果に基づくもの</p> <p>※①国民年金あつせん事案、②国民年金訂正不要事案、③厚生年金あつせん事案、④厚生年金訂正不要事案の4種類</p>	<p>転送からあつせんまで109.5日 （平成24年度受付事案の処理完了時期25年9月末）</p> <p>※平成25年度処理事案数は8,190件。調査対象事案数は全国計228件（1委員会当たり計20件。ただし、処理件数が少なく20件に満たない委員会があったため、240件に満たない）</p>	25年度	<p>転送からあつせんまで100日以内 （特に平成25年度受付事案については、申立人の事情等により処理を終えられないものを除き、遅くとも26年9月末までに処理）</p>	26年度	<p>転送からあつせんまで100日以内 （特に平成25年度受付事案については、申立人の事情等により処理を終えられないものを除き、遅くとも26年9月末までに処理）</p>	<p>申立事案を迅速に処理することは、年金記録問題の早期解決に貢献し、年金制度に対する信頼回復につながるもの（平成25年度実績値を基準として目標値を設定（「転送からあつせんまで」は25年度実績より短縮。「平成25年度受付事案について遅くとも26年9月末までに処理」は25年度実績と同時期））。</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)(※2)			関連する指標 (※3)	達成手段の概要等(※4)	平成26年行政事業 レビュー事業番号									
		24年度	25年度	26年度												
(1)	行政評価等実施事業(総務本省) (昭和29年度)	148百万円 (94百万円)	219百万円	145百万円	1~11	<p>政府内にあって、施策や事業の実施等を直接担当する各府省と異なる「いわば第三者的立場」から、次の活動を行う。 【行政評価局調査】各府省の業務の実施状況についての全国的規模の調査により、課題や問題点を実証的に把握・分析し、改善方策の提示や政府全体の統一性の確保などのための政策の評価を行う。 【政策評価推進】政策評価に関する基本的事項の企画立案、各府省の政策評価の点検等により、政府における政策評価の的確な実施を推進する。 【行政相談】国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関等へのあつせん等により、個々の苦情の解決や行政の制度及び運営の改善を図る。</p>	0002									
(2)	行政評価等実施事業(管区行政評価局) (昭和29年度)	541百万円 (481百万円)	644百万円	757百万円	1~11	<p>【活動指標(アウトプット)】 行政評価局調査の新規着手テーマ数:10件</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 行政評価局調査に係る勧告等に基づく、関係府省の政策への反映、行政制度・運営の見直し・改善の状況:91.5%以上</p>	0003									
政策の予算額・執行額		690百万円 (575百万円)	863百万円	901百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済財政運営と改革の基本方針</td> <td>平成25年6月14日</td> <td>第3章4 実効性あるPDCAの実行</td> </tr> <tr> <td>平成26年度予算編成の基本方針</td> <td>平成25年12月12日</td> <td>Ⅲ2 公的部門の改革</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	経済財政運営と改革の基本方針	平成25年6月14日	第3章4 実効性あるPDCAの実行	平成26年度予算編成の基本方針	平成25年12月12日	Ⅲ2 公的部門の改革	
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)														
経済財政運営と改革の基本方針	平成25年6月14日	第3章4 実効性あるPDCAの実行														
平成26年度予算編成の基本方針	平成25年12月12日	Ⅲ2 公的部門の改革														

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。

(別紙) 行政評価局調査テーマごとの進行管理に係る目標

調査の実施に当たっては、その結果が予算要求や制度改正等に的確に反映され、有効に活用されるものとなるよう、工程管理を適切に行うとともに、予算に係る調査結果についてはその内容に応じて概算要求や予算編成過程、予算執行等適切な時期に勧告を行うなど、各調査の内容に応じて適時かつ適切な措置を講ずることとする。また、アンケート調査の結果を始め可能なものについては、調査途上であっても、まとも次第、公表する。

<24年度から継続実施>

※ 以下10本の調査について、勧告実施済み。

- ・ 医療安全対策に関する行政評価・監視 (H24. 8～) : 平成25年8月30日勧告
- ・ 農業水利施設の保全管理に関する行政評価・監視 (H24. 8～) : 平成25年9月27日勧告
- ・ 申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査—東日本大震災に係るものを中心として— (H24. 4～) : 平成25年11月1日勧告
- ・ 科学研究費補助金の適正な使用に関する行政評価・監視 (H24. 12～) : 平成25年11月12日勧告
- ・ 特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視 (H24. 12～) : 平成25年12月13日勧告
- ・ 契約における実質的な競争性の確保に関する調査—役務契約を中心として— (H24. 12～) : 平成26年1月28日勧告
- ・ 刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視 (H25. 3～) : 平成26年3月25日勧告
- ・ 消費者取引に関する政策評価 (H24. 12～) : 平成26年4月18日勧告
- ・ 設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視 (H25. 3～) : 平成26年6月24日勧告
- ・ 震災対策の推進に関する行政評価・監視—災害応急対策を中心として— (H24. 12～) : 平成26年6月27日勧告

<25年度から継続実施>

○生活保護に関する実態調査 (H25. 8～)

本実態調査は、要保護者に対する保護事務の実施状況、生活保護受給者に対する就労・自立支援等の実施状況、生活保護の適正支給に係る取組の実施状況等を調査し、生活保護に係る事務・事業の適正な実施に資するために実施するものであり、関係行政機関等における各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成26年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○外国人旅行者の受入環境の整備に関する行政評価・監視 (H25. 8～)

本行政評価・監視は、「外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価」(H21. 3. 3勧告)の勧告事項についての対応・措置状況、訪日外国人旅行者の受入環境の整備に係る事業の実施状況等を調査し、観光地域における訪日外国人旅行者の受入環境の整備に資するために実施するものであり、関係施策の運用改善に反映・活用されるよう、平成26年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○気象予測の精度向上等に関する行政評価・監視 (H25. 8～)

本行政評価・監視は、気象、地震及び津波の観測・予測業務の実施状況、信頼性向上対策の実施状況などを調査し、気象予測の精度向上等を推進するために実施するものであり、予算要求や予算編成に反映・活用されるよう、平成26年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○規制の簡素合理化に関する調査 (H25. 8～)

本調査は、政府全体の規制の改革の動向にも留意しつつ、規制に関する国民(関係団体等を含む。)からの意見・要望、これらに対する関係府省による対応状況等を調査し、規制の簡素合理化による民間活力の活用や国民負担の軽減を図るために実施するものであり、平成26年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○食育の推進に関する政策評価(総合性確保評価) (H25. 12(予定)～)

本政策評価は、食育に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、平成27年3月を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○医師等の確保対策に関する行政評価・監視 (H25. 12～)

本行政評価・監視は、国及び都道府県における医師等の確保及び偏在対策の実施状況、勤務医等の勤務環境改善の取組、看護職員の確保対策の実施状況などを調査し、医師等確保対策の推進を図るために実施するものであり、関係行政機関等における各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成26年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○道路交通安全対策(自転車安全対策)に関する行政評価・監視 (H25. 12～)

本行政評価・監視は、自転車利用者に対するルールの周知啓発、安全教育の実施状況、自転車通行環境の整備状況、自転車交通違反に対する街頭指導等の実施状況、関係機関等との連携状況等を調査し、自転車交通の安全性の確保に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成26年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○PFIの推進に関する行政評価・監視 (H25. 9～)

本行政評価・監視は、PFIの抜本的な改革に向け国が策定したアクションプランに基づく国の取組状況、国、地方公共団体等におけるPFI事業の実施状況、国等における支援の実施状況などを調査し、PFI事業の推進に資するために実施するものであり、関係行政機関等における各種取組の改善に反映・活用されるよう、平成26年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○温室効果ガスの排出削減に係る国の補助事業の実施状況に関する行政評価・監視 (H25. 12～)

本行政評価・監視は、平成25年度地球温暖化関係予算のうち「2020年までに温室効果ガス削減に効果があるもの」とされたエネルギー起源二酸化炭素の排出削減に資する国庫補助事業について、効果の発現状況や検証状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成26年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

<26年度新規着手>

○国の債権管理等に関する行政評価・監視（H26.5～）

本行政評価・監視は、国の債権の発生・消滅状況、債権管理実務マニュアル等の整備状況、同マニュアル等に基づく債権管理事務の実施状況、効果的回収方策等の検討状況、滞納の拡大防止対策等の実施状況等を調査し、債権の適切な管理回収等に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年1月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○グローバル人材育成に資する海外子女・帰国子女等教育に関する実態調査（H26.8（予定）～）

本実態調査は、海外子女及び帰国子女に対する教育の状況等を調査し、グローバル人材の育成に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視（H26.8（予定）～）

本行政評価・監視は、公共職業訓練、求職者支援訓練及び助成金を活用した雇用型訓練の実施状況やジョブ・カードの活用状況等を調査し、職業能力開発の効果的な実施を推進するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○家畜伝染病対策に関する行政評価・監視（H26.8（予定）～）

本行政評価・監視は、家畜の所有者における飼養衛生管理基準の遵守状況及び都道府県による指導等の実施状況、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの防疫の実施体制の整備状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視—鉄道施設の保全対策等を中心として—（H26.8（予定）～）

本行政評価・監視は、鉄道事業者における鉄道施設の保全対策等の実施状況、鉄道事業者における安全確保対策の取組状況及び国における鉄道事業者に対する指導、監査等の実施状況等を調査し、鉄道施設の効率的・計画的な維持管理等に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年7月を目途に調査結果をとりまとめ、勧告等を行う。

○世界文化遺産の保存・管理に関する実態調査（H26.12（予定）～）

本実態調査は、世界文化遺産の保存管理計画の策定状況、世界文化遺産の保存・管理の状況等を調査し、世界文化遺産の持続的な保管・管理に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○再生可能エネルギーの利用促進に関する行政評価・監視（H26.12（予定）～）

本行政評価・監視は、固定価格買取制度の運用状況、再生可能エネルギー関連補助事業の実施状況、再生可能エネルギーに係る規制の状況及び地方公共団体の取組状況等を調査し、再生可能エネルギーの利用促進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○地下街等地下空間利用施設の安全対策等に関する実態調査（H26.12（予定）～）

本実態調査は、地下街における施設の維持管理等の実施状況、各種法令等に基づく安全対策の実施状況、地下街等地下空間利用施設の安全対策に関する関係機関等の連携状況等を調査し、地下空間利用施設の総合的な安全対策等に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○自動車運送事業における事故防止対策に関する行政評価・監視（H26.12（予定）～）

本行政評価・監視は、自動車運送事業者における事故等の発生状況、自動車運送事業者に対する安全確保対策の実施状況等を調査し、自動車運送事業者に対する安全対策の徹底、自動車運送事業者における運輸安全マネジメント制度の推進など、安全管理の実効性の確保に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○廃棄物処理施設整備の有効性及び効率性の確保に関する行政評価・監視（H26.12（予定）～）

本行政評価・監視は、廃棄物処理施設整備事業による施設の整備状況及び稼働・維持管理状況、循環型社会形成推進地域計画で示された目標の達成状況及びその評価の実施状況、廃棄物処理施設整備に係る費用対効果の状況及びストックマネジメントの導入状況等を調査し、廃棄物処理施設整備の効果的かつ効率的な実施に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。